

## 水産物加工製品についての承認申請書（T-1190）

「加工（又は製造）前の水産物の品名及び数量並びに購入先」欄には、加工又は製造するために原料品として購入予定の水産物の品名及び数量並びにその水産物の売主（仕入書の署名者）の名称等を記載する。

「加工（又は製造）に使用する水産物以外の外国貨物の使用前の品名及び数量」欄には、水産物を加工又は製造するために外国貨物を使用し、その外国貨物が水産物加工製品に付加されて輸入される場合に、その使用する外国貨物の使用前の品名及び数量を記載する。

「加工（又は製造）を必要とする理由」欄には、外国の船舶によって採捕された水産物を我が国に輸入するまでの間に加工又は製造しなければならない理由を具体的に記載する。

「加工（又は製造）を行おうとする水域及び加工（又は製造）期間」欄には、水産物に加工又は製造を行う船舶が加工又は製造期間中に停泊又は運航する水域（例えば、「○○沿岸水域」）を具体的に記載するとともに、必要があれば簡単な略図を添付してその水域を明示する。また、加工又は製造に要する予定期間を併せて記載する。

「輸入しようとする製品の品名及び数量」欄には、水産物に船舶内で加工又は製造を行った後、その製品を我が国に輸入する際の性状による品名及び予定数量を記載する。

## 水産物加工製品減税明細書（T-1200）

「軽減を受けようとする製品」の項には、外国の船舶が採捕した水産物を我が国の出漁船舶内において加工し、又は製造して得た製品で輸入しようとするものの品名及び数量を記載する。

「加工（又は製造）前の水産物」の項には、我が国の出漁船舶内において加工又は製造する前の水産物の品名、数量及び価額を記載する。

「軽減を受けようとする関税の額及びその計算の基礎」の項には、関税の軽減額及びその軽減額を算出する基礎となつた算式（製品の関税の額－水産物が加工又は製造前の性質及び数量により輸入されるものとした場合の関税の額）を記載するとともに、その算式に必要な製品の関税の額等の算出根拠も併せて記載する。